

令和7年度第2期定期監査等結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第4項及び第7項の規定に基づき執行した令和7年度第2期定期監査等について、同条第9項及び10項の規定により結果に関する報告及びその意見を以下のとおり提出します。

藤沢市監査委員	中川 隆
同	岸本 寛之
同	石井 世悟
同	友田 宗也

第1 監査の概要

1 監査の実施期間

2025年（令和7年）11月5日から2026年（令和8年）1月7日まで

2 監査の種類及び対象

（1）地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく定期監査

　経済部、計画建築部、監査事務局

（2）同条第7項に基づく出資団体監査

　公益財団法人湘南産業振興財団、藤沢市土地開発公社、一般財団法人藤沢市開発経営公社

（3）同条第7項に基づく指定管理者監査

　江ノ島電鉄株式会社（藤沢市江の島サムエル・コッキング苑に係る指定管理者の業務について）、公益社団法人藤沢市観光協会（藤沢市江の島岩屋に係る指定管理者の業務について）、一般社団法人かながわ土地建物保全協会（藤沢市市営住宅及び共同施設に係る指定管理者の業務について）

3 監査の範囲

主として、令和7年度（2025年4月1日から2025年9月末日まで）に執

行した上記部局各課等が所管する財務に係る事務、出資団体における出納その他の事務及び指定管理者が所管する指定管理業務に係る出納その他の事務

4 監査の着眼点

- (1) 事務の執行は法令等に従い適正に行われているか。
- (2) 収入に係る事務は適正に行われているか。
- (3) 支出に係る事務は適正に行われているか。
- (4) 施設の管理は適切に行われているか。
- (5) 最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、組織の合理化に努めているか。

5 監査の主な実施内容

藤沢市監査基準に準拠して次により実施した。

- (1) 監査対象課等から提出された事前資料等に基づき調査事項を決定し、関係資料の試査・照合及び関係職員に対してヒアリングを行った。
- (2) 事務事業の執行状況等について監査委員によるヒアリングを行った。
- (3) 必要に応じて施設等を視察した。

第2 監査の結果

監査対象課等における調査事項ごとに関係書類の調査、施設等を視察した結果、おおむね適正に執行され、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、組織の合理化に努めていると認められたが、事務の一部に改善すべき点及び検討を要する点が見受けられた。改善すべき点については留意し、適正に事務が執行されるように努められたい。また、検討を要する点については、意見として付すので、改善に向けて検討されたい。

なお、監査の際に発見されたその程度が軽微なもので、是正が容易にできる等の事項については、所管する部局長に別途通知したのでその記述を省略した。

1 指摘事項

- (1) 定期監査
 - ア 委託料の執行

(ア) 施設の利用料金について、指定管理者に承認を行っていないものがある。 (経済部観光課)

・藤沢市江の島サムエル・コッキング苑管理運営業務

藤沢市江の島サムエル・コッキング苑に係る利用料金の金額は、藤沢市江の島サムエル・コッキング苑条例別表第1に定める金額を上限として、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める額となっている。しかしながら、利用料金について、指定管理者から事前に承認申請がなく、承認手続きを行っていない。

(イ) 市の所有ではない施設を指定管理の対象としているものがある。 (経済部観光課)

・藤沢市江の島サムエル・コッキング苑管理運営業務

藤沢市江の島サムエル・コッキング苑指定管理者募集要項の「1 施設の概要」に記載されているふわふわドームについては、江ノ島電鉄株式会社の所有施設であるにも関わらず指定管理の対象施設となっており、不適切である。

(2) 指定管理者監査

ア 施設の利用料金について、市の承認を得ていないものがある。 (藤沢市江の島サムエル・コッキング苑に係る指定管理者の業務 (江ノ島電鉄株式会社))

藤沢市江の島サムエル・コッキング苑に午後5時前に入場した者のうち午後5時以降に退場しようとする者又は午後5時以降に入場しようとする者は、指定管理者に利用料金を納付し、その金額は、藤沢市江の島サムエル・コッキング苑条例別表第1に定める金額を上限として、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める額となっている。しかしながら、利用料金について、市への承認申請を行っておらず、市の承認を得ていない。

イ 一部の再委託契約書の請負契約期間が2021年4月1日～2022年3月31日となっており、契約更新されていない。 (藤沢市江の島サムエル・コッキング苑)

ル・コッキング苑に係る指定管理者の業務（江ノ島電鉄株式会社）
再委託について市の承諾は得ているものの、江ノ島電鉄株式会社と再委託
先法人の施設調査業務契約について自動更新とする旨の条項もなく、202
2年3月31日以降、契約期間が更新されていない。

2 意見・要望

（1）観光施設使用料の収入

ア 藤沢市片瀬東浜駐車場使用料における障がい者割引制度の導入について
(経済部観光課)

『藤沢市市政運営の総合指針2028』では、基本方針と重点方針を設定し
ているが、引き続きSDGsの視点を取り入れ、共有すべき理念の浸透を重視
している。

現在、藤沢市片瀬東浜駐車場には障がい者割引の制度がないが、奥田公園駐
車場など多くの市営駐車場で障がい者割引制度を導入している。また、近隣の
神奈川県立湘南海岸公園内の駐車場は、障がい者手帳等の確認により、割引を
適用している。「共生社会の実現をめざす誰一人取り残さないまち」（インク
ルーシブ藤沢）を、まちづくりコンセプトとして位置付けており、様々な生活
上の困難を抱える人が、社会的に孤立したり、さらに困難な状況に陥り、悪循
環に苦しむことのないようまちづくりを進めるという方針を重視し、障がい者
割引制度の導入を検討されたい。

（2）委託料の執行

ア 藤沢市江の島サムエル・コッキング苑条例を藤沢市管理部分に限定適用す
ることなく、苑全体に適用される内容に改正することを検討されたい。
(経済部観光課)

現在の藤沢市江の島サムエル・コッキング苑の通常の利用料金は、日中無
料、午後5時以降は一般500円、小学生250円であるのに対し、藤沢市江
の島サムエル・コッキング苑条例別表第1では、その上限金額を一般350
円、小学生175円としている。

これは、苑内の管理区分割合（藤沢市7割、指定管理者3割）に合わせて、

当該条例が藤沢市管理部分のみに適用されるものという解釈で利用料金を定めていることが理由である。

しかし、このために、一見、条例の定める上限を超過しているかのようにも受け止められかねない状況にある。また、令和5年度からは、指定管理者との間で利用料金制度（藤沢市分の利用料金を含む全額を指定管理者が直接収入として受け取り、施設の管理運営費に充てる制度）に変更したことから、当該条例が藤沢市管理部分にのみ適用されるという解釈は市民にとって、よりわかりにくいものとなっている。

利用料金は管理区分による分配をせずに、その全額を指定管理者が収入としている現在、条例を管理区分に応じた限定適用とする合理性そのものが失われていると言わざるを得ない。

そこで、藤沢市江の島サムエル・コッキング苑条例は、藤沢市管理部分に限定適用するのではなく、指定管理者管理部分についても「公の施設」として苑全体に適用される内容としたうえで利用料金の上限を定める必要がある。なお、現行の条例は、観光施設の名称・位置において管理区分の範囲を明示していないし（第2条）、また、行為の禁止の規定（第4条）と行為の制限等の規定（第5条）について管理区分にかかわらず、苑全体に及ぼすべき内容であることを考え合わせれば、上記改正はむしろ実情に即した内容になるものと考える。

イ 建設各部局における利用者向けデジタルプラットフォームの構築及び総合窓口化に向けた検討について（計画建築部建設総務課）

市民サービス及び職員の業務効率向上を目的として、窓口案内業務や建築確認申請等のデータ入力業務について、令和2年度から業務委託を開始した。建築指導課における令和7年度の職員一人当たり平均時間外勤務時間数は、令和元年度と比較し半減が見込まれるなど、一定の効果が認められる。

また、令和7年度から、それまでの窓口業務委託に各種申請・証明発行手数料等の収納業務を新たに付加し、令和8年度からのキャッシュレス決済対応に向けた検討も進められているが、一方で、建設各部局に現在設置されている図面交付機を始めとした各システム間の連携など、デジタル化の推進に課題があ

る。

建設総務課では、建設DX・GIS担当を設置し取組を進めているが、本市が目指す「デジタル市役所」の一環として、利用者向けデジタルプラットフォームの早急な構築が望まれる。

加えて、来庁される利用者の一層の利便性向上のため、現在の委託対象業務を建設各部局に拡大した総合窓口化について検討されたい。

(3) 屋外広告物許可手数料の収入

ア 繼続の許可申請に係る通知について（計画建築部街なみ景観課）

藤沢市屋外広告物条例第14条第2項において、許可の期間が満了する日以後更に継続して広告物等を表示し、又は設置しようとするときは、当該許可の期間が満了する日の30日前までに申請し、満了する日までに市長の許可を受けなければならないと定められているが、実際は継続の許可申請を失念する設置者が多い。そのため、市から継続許可申請の手続きをお願いする通知を送付しているが、満了する日が毎月末ごとに到来するにもかかわらず、不定期で、かつ、3～5箇月分をまとめた送付となっている。通知の有効性の観点からも、許可期間が満了する日の30日前に手続きができるよう、適切な時期での通知送付を検討されたい。

(4) 市営住宅の管理状況

ア 道路に越境した乗り上げ（段差解消）ブロックが設置されていることについて（計画建築部住まい暮らし政策課）

市営永山住宅、グレース元町、ふじハイツ鵠沼及びエスポワール渋谷において、道路法第43条で禁止されている道路に越境した乗り上げ（段差解消）ブロックが設置されている。設置により自転車やバイクの転倒事故の原因、また、大雨時等、道路上の雨水の流れの妨げの原因となるため、解消に努められたい。

以 上

指摘事項 次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 法律、政令、省令、条例、規則に明確に違反していると認められるもの
- (2) 機関の意思決定が適切になされていないもの
- (3) 不適正な財務会計事務が行われているもの
- (4) 経済性、効率性、有効性並びに内部統制の観点から改善を要するもの
- (5) 前回注意事項とされたもので、是正、改善の兆候が認められないもの
- (6) 前5号に掲げるもののほか、不当又は適正を欠く事項で、指摘事項が適当であると認められるもの

意見・要望 次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 経済性、効率性、有効性並びに内部統制の観点から注意喚起又は検討をすることが必要であると認められるもの
- (2) その他、監査委員が特に要望する必要があると認められるもの